

緊急地震速報の有効な利用方法と専用端末の選定方法

気象庁が緊急地震速報の技術検討策を発表されたが……………

- ①IPF 法の導入により「震源情報の精度向上、複数地震の分離」が実現し、誤報の減少が期待されます。
「誤動作の確立の検証結果から向上してる様子改善され誤報や過大警報を回避できる。」
- ②PLUM 法の導入により「震度予測の精度」が向上し、テレビ、ラジオ、携帯電話等で伝達される「警報」の改善が期待されます。「PLIM法は、震源の位置に関係なく震度予測が可能になる。」
- ③一般的な、緊急地震速報の高度利用向け専用受信端末にPLUM 法を導入することはできません。
「従来から利用の緊急地震速報受信端末ではPLUM法対応の情報受信はできません。
Takusu製品は、その心配なく、従前の端末装置で気象庁技術改革の対応が可能な受信端末です。」
- ④被害地震の70%を占める「直下地震を含む近傍地震」への対応は、基本的なシステムが変わらない限り不可能です。「地震波の特性を利用している限り、直下対応は無理とすべき啓蒙活動が必要。」
- ⑤今回も、3,11の海溝型の大規模地震に対応する改善であって、今後このような改善策は順次実施されることを前提にした対策（機種・システム選択）が必要、その点を理解した上で地震速報の利用を考えるべき。
- ⑥緊急地震速報の開発趣旨は、太平洋側の海溝型地震対策を目的として開発された経過認識が必要。
「全国の内陸の断層型地震対応に期待しても、一定の区域は対応不可能な地域が発生する。
約震源地から35km以内は直下（近傍）となる。」

緊急地震速報の利用心得 （今後の利用と注意事項）

- ① 緊急地震速報は、震源地から35Km以内は対応不可能と認識させるべきではないか。
「結果、直下型の地震には対応できない、対応させるのは無理」
 - ② 法律を改正しても、緊急地震速報の「警報」の見直しをすべきではないか。
「現状の緊急地震速報「警報」は、問題がある。このままでは安心・安全の凶器の可能性大。
携帯端末等の普及に、携帯電話での緊急通報の情報提供の内容が適合していない速報の誤解を招きかねない、通報と速報は明確にすべき。」
- 警報の速報の役目をこのままでは達成できない。「警報」の発令には時間が必要。」
 - 一般と高度利用の速報の違いが認識されていない。
 - 気象庁が「警報」に意識しすぎてはいないか。（長官の法的決定権）
「秒を争う情報で「警報」発令はむり、予報も警報も同等の条文「警報」は、長官の発令義務が違うだけ」